

第1子のお子さま(0歳から2歳児で市民税非課税世帯)の場合

○ パターン1

《利用施設》

- ・保育所（園）
- ・認定こども園
- ・地域型保育施設
(小規模保育、家庭的保育、事業内保育)



《無償化の対象経費》

- ・保育料（主食費と副食費含む）

○ パターン2

《利用施設》

企業主導型保育施設



《無償化の対象経費》

施設利用料(主食費と副食費含む)

○ パターン3

「保育の必要性の認定」
が必要！

《利用サービス》

認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など含む）



《無償化の対象経費》

施設利用料（ただし、上限あり）

上限月額4万2,000円

※複数のサービスを利用した場合、上限額の範囲内で無償化